

# 特定健康診査等実施計画書

## 【第4期】

〔実施期間 自：令和6年(2024年)4月1日〕  
〔 至：令和11年(2029年)3月31日〕

鳥取県医師国民健康保険組合

## 目 次

【序 章】	計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
【第1章】	達成しようとする目標・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
【第2章】	特定健康診査受診率、特定保健指導実施率目標値の設定 p 4
【第3章】	特定健康診査・特定保健指導の実施方法・・・・・・・・ p 5
【第4章】	個人情報保護・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6
【第5章】	特定健康診査等実施計画の公表・周知・・・・・・・・ p 6
【第6章】	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し・・・・・・・・ p 6
【第7章】	その他・・・・・・・・・・・・・・・・ p 7

# 序 章 計画策定にあたって

## 1. 背景及び趣旨

わが国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、鳥取県医師国民健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

## 2. 鳥取県医師国民健康保険組合の現状と第3期期間の実績

当組合は、公益社団法人鳥取県医師会の会員で組合が定める「組合員資格に関する判定基準」を満たすこと並びに鳥取県に住所を有する医師（組合員）及び組合員の世帯に属する家族並びに組合員に雇用されている従業員（准組合員）を被保険者として構成された国民健康保険組合である。

令和5年度の被保険者数（令和5年12月31日現在）は次のとおりである。

	総数	(人)	
		75歳未満	75歳以上
組 合 員	381	343	38
家 族	585	558	27
准 組 合 員	140	140	0
合 計	1,106	1,041	65

当組合が実施する保健事業は、組合員と組合員の家族、准組合員、准組合員の家族を対象としている。

また、被保険者を対象として人間ドック事業等を行っているが、検査項目のうち特定健康診査分のデータを組合に提供いただくことで特定健康診査の実績としている。

また、本来だと、労働安全衛生法による事業主健診の対象者である者についても、特定健康診査の受診券を発行するとともにデータを組合に提供いただくことも可能としている。

第3期（平成30年度～令和4年度）期間の実績は下記のとおりである。

【特定健康診査】

(人)

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
被保険者数（推計値）	1,185	1,222	1,158	1,135	1,098
うち特定健診対象者	723	705	706	701	675
実施率	23.2%	19.9%	32.6%	33.8%	29.2%
実施者数	168	140	230	237	197

【特定保健指導】

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
特定健診対象者	723	705	706	701	675	
動機づけ支援	対象者	12	12	7	16	14
	実施率	0%	0%	0%	6.25%	7.14%
	実施者数	0	0	0	1	1
積極的支援	対象者	4	4	19	7	1
	実施率	0%	0%	0%	0%	0%
	実施者数	0	0	0	0	0
合計	対象者	16	16	26	23	15
	実施率	0%	0%	3.8%	4.3%	6.7%
	実施者数	0	0	1	1	1

3. 特定健康診査・特定保健指導の実施における基本的な考え方

これまでの健診・保健指導は、個別疾病の早期発見、早期治療が目的となっており、そのため、健診後の保健指導は「要精検」や「要治療」となった者に対する受診勧奨を行うこと、また、高血圧、高脂血症、糖尿病、肝臓病などの疾患を中心とした保健指導を行ってきた。

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが目的となる。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導を行う。

### 1) 計画の性格

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律第18条 特定健康診査等基本指針」に基づき、鳥取県医師国民健康保険組合が策定する計画であり、鳥取県で策定される医療費適正化計画等と十分な整合性を図るとともに、健康増進法第9条に規定する健康診査等指針に定める内容に留意する必要がある。

### 2) 事業者等が行う健康診断との関係

労働安全衛生法による事業主健診を事業者が実施した場合は、当組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は事業者の負担とし、データの受領に要する費用等は当組合が負担するものとする。

### 3) 計画の期間

この計画は6年を1期とし、第4期は令和6年(2024年)度から令和11年(2029年)度とし、6年ごとに見直しを行う。

## 第1章 達成しようとする目標

### 1. 目標の設定

この計画の実行により、第4期では以下を目標とする。

#### 1) 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年(2029年)度における特定健康診査の実施率を70%とする。(国の基本指針が示す参酌基準に即して設定)

#### 2) 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年(2029年)度における特定保健指導の実施率を45%とする。(国の基本指針が示す参酌基準に即して設定)

#### 3) 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和11年(2029年)度において、令和5年(2023年)度と比較したメタボリックシンドロームの該当者数及び予備群の減少率を25%以上とする。(国の基本指針が示す参酌基準を踏まえて設定)

## 第2章 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率目標値の設定

計画終了年度までの期間に、本計画による健康意識向上・生活習慣改善・特定健診受診率向上・特定保健指導実施率向上にかかる次のステップへの土台を構築することを目的とし、目標の設定を行う。

### (1) 特定健康診査受診率目標値、特定保健指導実施率目標値の達成

令和6年度	特定健康診査受診率 40%	特定保健指導実施率 10%
令和7年度	特定健康診査受診率 45%	特定保健指導実施率 20%
令和8年度	特定健康診査受診率 50%	特定保健指導実施率 30%
令和9年度	特定健康診査受診率 55%	特定保健指導実施率 35%
令和10年度	特定健康診査受診率 60%	特定保健指導実施率 40%
令和11年度	特定健康診査受診率 70%	特定保健指導実施率 45%

### (2) 長期目標

次期計画および将来にかかる健康格差の縮小、被保険者の健康の維持・増進（健康寿命の延伸）および医療費抑制を図ることを目的とし、計画終了年度にあらためて目標の設定を行う。

## 第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

### (1) 実施場所

特定健診並びに特定保健指導ともに、当組合が集合契約を結んだ公益社団法人鳥取県医師会傘下の実施可能な医療機関において実施する。

### (2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

### (3) 実施時期

特定健康診査の実施時期は毎年6月1日～翌年2月28日の間とし、特定保健指導の実施時期も同日までとする。

### (4) 委託の有無

- 1) 代表保険者を通じて公益社団法人鳥取県医師会と集合契約を結び、代行機関として鳥取県国民健康保険団体連合会を利用して決済を行い、被保険者が受診しやすい形態を整える。
- 2) 標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。また、代行機関として鳥取県国民健康保険団体連合会を利用して決済を行い、被保険者が利用しやすい形態を整える。

### (5) 受診方法

当組合より特定健診等対象者の受診券・利用券を対象者に送付する。

当該被保険者は、受診券または利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、特定保健指導を受ける。

なお、受診の際の窓口負担は無料とするが、規定の実施項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

### (6) 周知方法

周知は、組合ホームページに掲載、受診券・利用券を送付する際に広報を行う。

### (7) 健診データの受領方法

健診データは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（または月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導についても受領して、

当組合で保管する。

なお、事業主健診のみを行われた准組合員の方、人間ドックを受けられた方なども、『特定健診データ提供用記録票』を当組合へ送付していただいた際は、健診データ情報提供として受領する。

#### (8) 特定保健指導の対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施し、当組合の現状を加味した上での優先を置くとともに、未受診者対策に重点を置く。

## 第4章 個人情報保護

個人情報の取り扱いについては、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付 個情第540号 個人情報保護委員会事務局長通知 保発第0414第16号 厚生労働省保険局長通知）等に沿った取扱いを遵守する。

また、当該事業にかかる業務を外部に委託する際も同様に取扱われるよう、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を委託契約書に定めるとともに、委託先の管理・監督を行うものとする。

## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条3「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、特定健康診査等実施計画を当組合ホームページに掲載する。

## 第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年、理事会等において見直しを検討する。

また、令和8年(2026年)度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。



## 第7章 その他

当組合の役員及び職員については、特定健康診査・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。